

公布された規則のあらまし

佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の施行期日を定める規則（規則第1号）

佐賀県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成26年佐賀県条例第72号）の施行期日は、平成27年4月1日とすることとした。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則等の一部を改正する規則（規則第2号）

- 1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名の変更等に伴い、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則ほか2規則について、所要の改正を行うこととした。
- 2 配偶者支援金に係る制度を規定すること等とした。（第1条関係）
- 3 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 4 所要の経過措置を定めることとした。